

令和3年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和3年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率について公表する。

1、健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (15.00)	— (20.00)	8.6 (25.0)	18.1 (350.0)

*赤字額がないため、実質赤字、連結実質赤字とも—で表示

*括弧内は早期健全化基準

2、資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率
牟岐町簡易水道特別会計	—

*資金不足額がないため、—で表示

実質赤字比率 … 一般会計などを対象とした実質赤字の地方税、普通交付税などの使途が特定されていない歳入の合計額（以下「標準財政規模」という。）に対する比率で、財政運営の深刻度を表します。

連結実質赤字比率 … 地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体としての運営の深刻度を表します。

実質公債費比率 … 一般会計が負担する公債費に、上水道事業などの公営企業や一部事務組合などの元利償還金に充てる一般会計からの繰出金及び負担金などを加えた経費の標準財政規模に対する比率で、資金繰りの危険性を表します。

将来負担比率 … 一般会計などの地方債残高、上水道事業などの公営企業や一部事務組合などの元利償還金に充てる一般会計からの繰出見込額、地方公社の負債額、全職員の退職手当支給予定額など、一般会計が将来負担すべき実質的な負担額の標準財政規模に対する比率で、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを表します。

資金不足比率 … 公営企業における資金不足額（一般会計の実質赤字額に相当）の営業収益などに対する比率で、経営の深刻度を表します。